

令和8年度保育所等利用申込のご案内【2号認定・3号認定】

保育所を利用するには、利用する施設、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じて、美郷町から認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

○ 受付期間

令和7年11月10日（月）～ 令和7年11月28日（金）

入所の可否、保育料については2月中旬～3月上旬に通知書を送付いたします。

○ 受付場所

町民生活課 ・ 南郷地域課 ・ 北郷地域課

○ 保育所等の利用申込ができる方

保育所や認定こども園等を利用するには、「保育認定（2号認定・3号認定）」を受けていることが必要です。保育認定を受けるのは、保護者のいずれもが、以下の『保育を必要とする事由』のどれかに該当し、家庭で保育することが困難な場合に利用することができます。

保育を必要とする事由	状 況
就労	保護者が、1か月あたり64時間以上就労している場合
妊娠・出産	母親が、妊娠中である又は出産後間がない場合 ※認定期間は、概ね出産予定日の産前産後8週間の期間です。
疾病・障害	保護者が、病気やけが又は心身に障害があるため、児童の保育ができない場合
介護等	保護者が、同居又は長期入院している親族を常時介護・看護している場合 （1か月あたり64時間以上の介護・看護）
災害復旧	保護者が、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
求職活動	保護者が、求職活動中の場合 ※認定期間は原則3か月間です。
就学	保護者が就学している場合（1か月あたり64時間以上の就学）
育休中等の継続利用	保護者の育児休業等開始時点で保育施設に入所中の児童について、当該育児休業等の間も引き続き入所が必要と認められる場合
その他	上記に類する状況で、児童の保育ができない場合

※保育所の利用調整については、利用申込者多数の場合、以下の選考基準に基づき、保育の必要性の高い方から優先して利用調整（選考）を行います。選考の結果、希望する施設の利用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 選考基準（優先順位）
1. 母子家庭・父子家庭の世帯
 2. 片親稼働で片親が長期療養中の世帯
 3. 両親稼働の世帯

○ 保育の必要量・利用時間について

教育・保育給付認定において、保育の必要性が認定された場合は、併せて「保育の必要量」が認定されます。保育の必要量とは、保育が利用できる時間のことで、保護者の就労時間や保育を必要とする事由に応じて、利用できる時間が異なります。

保育標準時間	1日最大11時間の中で保育を必要とする時間 （事由） 月120時間以上の就労等、妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧など
保育短時間	1日最大8時間の中で保育を必要とする時間 （事由） 月120時間未満の就労等、求職活動、育休中の継続利用など

※標準保育時間 午前 7 時 30 分～午後 6 時 00 分まで

※保育短時間 午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分まで

○教育・保育給付認定申請及び利用申込に必要なもの

対 象 者		必 要 書 類
申込者全員		・支給認定申請書兼保育所等利用申込書
保育を必要とする事由（保護者それぞれ）	就労	【会社や事業所等にお勤めの方】 ・就労証明書 【自営業や農漁業、内職に従事している方】 ・就労証明書 ・就労を証明する書類 例）営業証明書、登記事業証明書、確定申告書等の写等
	妊娠・出産	・母子健康手帳の写し
	保護者の疾病・障害	・申立書 ・診断書または身体障害者手帳等の写し
	親族の介護・看護	・申立書 ・診断書または身体障害者手帳等の写し
	災害復旧	・申立書 ・罹災証明書
	求職活動	・求職活動・起業準備状況申立書
	就学	・在学証明書または学生証の写し、時間割表等
	育休中の継続利用	・育児休業の取得期間が記入された就労証明書
心身に障害等のある方が同居の親族にいる場合		・身体障害者手帳等の写し ・特別児童扶養手当を受給している場合は、特別児童扶養手当の証書の写し
令和 7 年 1 月 2 日以降に美郷町に転入された方		・個人番号（マイナンバー）届出書 ・個人番号（マイナンバー）が確認できるもの （個人番号カード、通カード、個人番号が記載された住民票や住民票記載事項証明書）

※その他、ご家庭の状況に応じて、上記以外の書類等の提出を求めることがあります。

○美郷町立保育所

美郷町立保育所は、児童福祉法に基づき保育を必要とする乳幼児の保育を行います。保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益のために保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を推進するとともに地域社会における家庭支援を行います。

保育所名	住 所	電話番号
美郷町立田代保育所	美郷町西郷田代 6 1 5 番地 1	0 9 8 2 - 6 6 - 2 0 4 0
美郷町立うなま保育所	美郷町北郷宇納間 7 2 5 番地 2	0 9 8 2 - 6 2 - 5 0 3 2
美郷町立みかど保育所	美郷町南郷神門 9 7 4 番地 1	0 9 8 2 - 5 9 - 0 2 8 8

【お問合せ先】美郷町役場 町民生活課 電話：66-3604